

【テピアマンスリー今月の話題】2021年1月号

中国の全国統一炭素排出権取引市場、 第14次5ヵ年計画期間中に本格稼働へ

2016年9月3日、中国の習近平国家主席とアメリカのオバマ大統領（当時）が「パリ協定」を批准したと共同発表した。中国は世界最大の温室効果ガス排出国として、そして重要なエネルギー投資国として、下記の炭素排出削減目標を国際社会に公約した。すなわち、

- ① 2030年前後、二酸化炭素（CO₂）排出量はピークシフトする
- ② 2030年までに単位GDP当たりCO₂排出量は2005年比60～65%減少する
- ③ 2030年までに一次エネルギーに占める非化石エネルギー比率を20%前後に達する

上記目標を達成するための有効手段の一つとして、2017年12月18日、中国政府は、国務院の認可を経た「全国炭素排出取引市場建設方案（発電部門）」（发改気候規〔2017〕2191号）を発表し、全国統一炭素排出権取引制度（全国ETS制度）の導入を正式に決定した。また、当時は、中国政府は全国統一炭素排出権取引市場を2020年までに本格的に稼働させると計画したが、全国ETS制度の関連法律条例の策定は遅れて、技術的な問題も加え、2020年12月現在、全国統一炭素排出権取引市場はまだ稼働していない。

一方、2020年9月、習近平国家主席は、中国が2060年までにカーボンニュートラル目標を達成することを目指すことを宣言した。この目標を達成するには、全国ETS制度の低炭素技術革新と低コスト排出削減を促進する役割を果たすことが必要で、制度の早期整備は緊急課題となっている。

2018年以来、中国政府は全国統一炭素排出権取引市場の構築を促進するため、法律条例にあたる「炭素排出権取引管理に関する暫定条例」の策定施行を目指したが、立法手続きが複雑であるため、現時点、条例案を作成したものの、未だに承認施行されていない。

そこで、中国政府は比較的策定しやすい部門規程（省庁条例に相当）に力を入れている。2020年11月2日、中国国家発展改革委員会から気候変動対策の役務を引き継がれた国家生態環境部は、償却メカニズム、参加資格、排出権配分方法、登録システム及び罰則などに関する具体的な規定を定めた「全国炭素排出権取引管理弁法（試行）」（意見公募草案）を公表し、また、排出権登録、取引及び清算などに関する規定を定めた「全国炭素排出権登録・取引・清算管理弁法（試行）」（意見公募草案）も公表した。さらに、2020年11月20日、国家生態環境部は「2019-2020年の炭素排出権取引権割当の総額設定と配分に関する実施計画（発電産業）」（意見公募草案）を公表した。同計画には、発電事業者や自家発電所を持つその他事

業者を含む発電業界の 2,267 の主要排出事業者の炭素排出基準を設定した。

2021 年 1 月現在の最新情報によると、11 月 2 日に公表した「全国炭素排出権取引管理弁法(試行)」の意見公募期間はすでに終了し、収集したパブリックコメントを参考に、国家生態環境部は修正案を作成して承認公表し、生態環境部の部門規程として 2021 年 2 月 1 日から施行するとなった。なお、公表した規程の正式な名称は「全国炭素排出権取引管理弁法(試行)」から「炭素排出権取引管理弁法(試行)」に変更した。

「炭素排出権取引管理弁法(試行)」は施行される場合、現段階の国家炭素取引市場の準備及び市場の構築作業に指導的な役割、及び条例の公布後に補完的な役割を果たすことができる。つまり、全国の炭素排出権取引市場の構築と運営における様々な作業を効果的に促進することができる。

なお、上記「炭素排出権取引管理弁法(試行)」(以下「管理弁法」と称す)と 2014 年に 7 つの炭素取引パイロット事業を指導するため、国家発展改革委員会が策定した「炭素排出権取引管理暫定弁法」(以下「暫定弁法」と称す)と比べると、下記のいくつか重要な指導意義を持つ改正ポイントがあった。

①「管理弁法」の第 6 条は、国家、省レベル地方政府及び市例ベル地方政府の主管部署により構成された 3 段階の監督体制を整備すると規定し、また、それぞれの主管部署の責務を詳しく規定した。「暫定弁法」に規定されている国と地方の 2 段階の監督体制と比較して、「管理弁法」の 3 段階の監督体制は、あらゆるレベルの政府部署間の協働に有利し、監督効率の向上は期待されている。

②「管理弁法」の第 7 条は、「暫定弁法」に明確に規定しなかった主要排出事業者を定義し、「主要排出事業者は、国家炭素排出権取引市場がカバーする産業における年間温室効果ガス排出量が 26,000 トン(総エネルギー消費量約 1 万トン標準石炭に相当)以上に達する企業又は他の経済団体である」とした。

③「管理弁法」の第 15 条は、「当初は無償配分を主とし、有償配分を適時に導入する」という排出権割り当て方法を明確にした。これは、「暫定弁法」の第 11 条に規定されている「有償配分のための一定の数量の排出権の予備保留」よりも明確かつ制度化された規則である。

④「管理弁法」の第 31 条～33 条は、情報公開及び公衆監督に関する条文を新規追加した。全国炭素取引市場の取引透明度を増加させるために、あらゆるレベルの主管部署が適時公開すべき情報を詳細規定した。また、第 35 条は、公衆による取引活動への監督を奨励することを明確規定した。

⑤「管理弁法」の第 39 条及び第 40 条は、それぞれ、規定に従って報告されなかった事業者及び償却未履行の対象事業者に対する罰則を明確に規定した。1 万～3 万人民元の罰金

に加えて、地方当局は、その前年度の炭素排出割当の対応する差額または未償却分に対して等額の減額を行うことができる。

上記のような「管理弁法」は施行されれば、全国の炭素取引市場の構築を大きく加速すると思われる。また、国家炭素排出権取引システムの構築を担当している上海環境エネルギー取引所の李瑾総経理補佐によると、上海市が主導する全国統一炭素排出権取引システムの構築作業は、3年以上の準備を経てほぼ完了し、これから中央政府の要望に従い、適切な時期でシステムの立ち上げ申請を行う。

この適切な時期はいつであろうか？ 2020年11月に行った国家生態環境部の記者会見において、国家生態環境部の気候変動対策部門のトップである李高氏は「中国の全国炭素排出権取引市場は、第14次5ヵ年計画期間（2021～2025年）中に稼働し、安定運営を目指す。また、単一セクター（発電事業）から複数の産業へと拡大されるだろう」と語った。ちなみに、China Carbon Forumによる最新アンケート調査結果によると、中国の業界関係者の8割は全国炭素排出権取引市場の本格的な稼働は2025年までに実現できると予想している。

中国は2011年から北京など7つの省と都市で炭素排出権取引のパイロット事業を開始し、全国の炭素排出権取引市場の建設可能性を探ってきてすでに10年の歳月を費やした。果たして2025年までに全国ETS市場の本格的稼働を実現し、世界一規模の炭素取引市場になれるか、日本を含め、「パリ協定」に参加した世界各国から注目されている。

（胡 俊傑）

【中国】【環境】「新化学物質環境管理登記弁法」が1月1日から施行

中国国内の新規化学物質の登録管理制度で中国 REACH といわれる「新化学物質環境管理登記弁法」(生態環境部令第12号)が2021年1月1日から正式に施行となった。同日付で2010年10月15日に施行された同旧弁法(環境保護部令第7号)は廃止された。

2021年改正中国 REACH では、旧法において年間生産量または輸入量で4段階に分けていた級別管理を年間10トン以上は量による区分を廃止して簡素化した。また、年間の生産量または輸入量が1トン以上10トン未満の場合は新たに簡易登記申請として申告手続きの一部簡略化を図った。これまで簡易申告の対象としていた年間1トン未満の新規化学物質については、より簡易な届け出の対象に変更された。

登記手続きの運用細則である「中国新化学物質環境管理登記指南ガイダンス」も2020年11月17日に確定版が公表されている。

中国版 REACH 弁法の改定概要

現行中国REACH			2021改正中国REACH	
通常申告	四級	1000t以上/年	10t以上/年	通常登記申請
	三級	100~1000t/年		
	二級	10~100t/年		
	一級	1~10t/年	1~10t/年	簡易登記申請
簡易申告	基本条件	1t未満/年	1t未満/年	届け出
	特殊条件	1.中間体あるいは輸出のみで1t未満/年		
		2.科学研究目的で0.1~1t/年		
		3.新化学物質含有量2%以下のポリマーあるいは低懸念ポリマー	新化学物質含有量2%以下のポリマーあるいは低懸念ポリマー	
4.技術・製品開発目的、10t未満/年かつ2年以下				
科学研究 届け出申告	1.科学研究目的で0.1t未満/年	規定なし	規定なし	
	2.新化学物質測定用サンプル	規定なし		

【中国】【新エネ車】2020年の新エネ車生産・販売台数が過去最高を記録

中国自動車(自動車)工業協会は2021年1月13日、2020年の新エネルギー車の生産・販売台数が過去最高を記録したと発表した。15日付『中国能源網』が報じた。¹

それによると、2020年の自動車生産台数は2522万5000台、販売台数は2531万1000台となった。このうち新エネルギー車は7月以降、前年比で大幅増に転じ、2020年の生産台数は136万6000台、販売台数は136万7000台となり、それぞれ前年比で7.5%、10.9%の伸びを示し、生産台数、販売台数とも過去最高を記録した。

¹ 「2020年新能源汽车产销量创历史新高」(<https://www.china5e.com/news/news-1108113-1.html>)

BYD 社の新エネ車の販売台数は減少

広東省深圳市に拠点を置く中国の自動車メーカーBYD社は2021年1月5日、昨年12月の新エネルギー車の販売台数が2万8800台を記録し、前年同月比で120%の伸びを示したと発表した。純電気自動車の販売台数は1万9500台で、前年同月比では145%の増加。ガソリン車の販売台数は2万7500台となり、前年同月と比べて8.6%の減少。同社の昨年12月の合計販売台数は5万6300台で、前年同月比では30.4%の増加。『中国能源網』が1月6日、伝えた。²

同社の昨年1年間の新エネルギー車の販売台数は18万9700台で前年から17.4%減少した。このうち純電気自動車は前年から11%減少の13万1000台となった。ガソリン車の販売台数は23万7300台で、前年比2.3%の増加。同社の昨年1年間の自動車販売台数の合計は42万7000台で前年から7.5%減少した。

なお、BYDの昨年12月における新エネルギー車動力電池及びエネルギー貯蔵電池の設備容量は約2.1GWh、2020年全体の設備容量は約12.6GWhに達した。

【中国】【車載電池】工業・情報化部長が回収利用推進を言明

中国工業・情報化部の肖亞慶部長はこのほど、省エネと排出削減の推進に際して重点になるのは新エネルギー車の発展であると強調。炭素排出量の目標達成に関連して自動車産業実施ロードマップを策定し、完成車の一体化技術のイノベーション強化や電動化とネットワーク化、インテリジェント化を並行して進めるとともに、関連する法律や法規の制定に加えて回収利用体系の整備、関連標準等の発布によって、新エネルギー車動力電池の回収利用を推進する考えを明らかにした。『新浪財經』のニュースとして2021年1月5日付『中国能源網』が伝えた。³

【中国】【公共事業】自動車道路橋梁の全面改良工事実施へ

中国交通運輸部は2021年1月7日、テレビ電話会議を開催し、自動車道路橋梁の安全耐久レベルをさらに向上させ、老朽化した橋梁の改良工事を全面的に行う方針を示した。戴東昌副部長は、このほど発布された「自動車橋梁の安全耐久レベルの一層の向上に関する意見」

² 「比亚迪12月销量2.88万辆 全年累计销量为42.7万辆」

(<https://www.china5e.com/news/news-1107522-1.html>)

³ 「新能源汽车动力电池回收利用或提速 关注相关个股(附股)」(<https://www.china5e.com/news/news-1107470-1.html>)

ならびに「自動車道路の老朽化した橋梁の改良行動方案」にしたがい、老朽化した自動車橋梁の改良活動を全面的に実施し、こうした橋梁の安全耐久レベルを引き上げ、自動車橋梁の質の高い発展を促進する考えを明らかにした。⁴

戴副部長は、中国国内の橋梁の多くが老朽化し危険な状態にあることに加えて、低荷重橋梁が多く、一部には設計使用年限に間もなく達する橋梁があるといった問題を抱えていると指摘し、直ちに対策を実施する必要性に言及した。

【中国】【イノベーション】 国有中央企業のイノベーション強化へ

中国中央政府は 2021 年 1 月 13 日、科学技術部と国務院国有資産監督管理委員会が同 7 日、合同協議会合を開催し、国有中央企業の科学技術イノベーションの推進を支持するなどとした戦略協力協定を締結した（＝写真）。中央企業の自主的なイノベーション能力を引き上げるとともに、国家重大科学研究任務に参画し、重大成果の移転と科学技術イノベーション等の面で戦略的な協力を深めるとしている。⁵

科学技術部の王志剛部長は、国有中央企業は国民経済の重要な柱であるとしたうえで、市場条件のもとでの新しいタイプの挙国体制において重要な役割を果たす必要があるとの見解を示した。また同部長は、国有中央企業が先頭となって国家重大科学研究任務を担い、技術的な問題を克服しなければならないと強調した。会合には、航空工業集団や中国電科、中国電子、中国中車集団、中国通号、中国信科等の中央企業の代表が出席した。



出典：中央人民政府

⁴ 「交通运输部部署进一步提升公路桥梁安全耐久水平，全面做好危旧桥梁改造工作」
(http://www.gov.cn/xinwen/2021-01/10/content_5578605.htm)

⁵ 「科技部 国资委举行会商会议签署新一轮战略合作协议 强力推进中央企业科技创新」
(http://www.gov.cn/xinwen/2021-01/13/content_5579577.htm)

【中国】【科技人材】 自然資源分野のハイレベル人材養成に着手

中国中央人民政府は 2021 年 1 月 9 日、「自然資源部のハイレベル科学技術イノベーション人材プロジェクト実施方案」が昨年 12 月 31 日に公表され、同プロジェクトが正式にスタートしたことを明らかにした。⁶

人材のイノベーション活力を引き出すとともに科学技術イノベーションの競争力を増強し、自然資源分野において重大な基礎研究や技術の研究開発ならびに重大プロジェクトの実施にあたってイノベーション能力が傑出し業績が突出したハイレベル人材を育成することを目的としている。

同プロジェクトでは、国家レベルの科学技術イノベーション人材を安定的に支持するとしたうえで、イノベーションにおいてリーダーとなる人材を優先的に選定し若手の科学技術人材を育成する方針を打ち出した。具体的には、2025 年までにハイレベル・イノベーション人材を 200 名、若手科学技術人材を 450 名、それぞれ増やすという目標を定めた。

【中国】【気象人材】 気象分野のハイレベル人材を公表

中国中央人民政府は 2021 年 1 月 9 日、中国気象局が昨年 12 月 29 日に 2020 年度の「気象ハイレベル科学技術イノベーション人材計画」の入選者を公表したことを明らかにした。それによると、「気象傑出人材」8 名のほか、「気象リーダー人材」37 名、「首席気象専門家」101 名、「青年気象英才」53 名、「西部・東北優秀気象人材」22 名が選出された。⁷

「気象ハイレベル科学技術イノベーション人材計画」は、「気象“十百千”人材計画」とも呼ばれており、2019 年から実施された。同計画は、気象分野のハイレベルチームの構築を加速することを狙った重点人材計画。

⁶ 「自然資源部高层次科技创新人才工程启动」 (http://www.gov.cn/xinwen/2021-01/09/content_5578390.htm)

⁷ 「首批气象高层次科技创新人才计划入选名单公布」 (http://www.gov.cn/xinwen/2021-01/09/content_5578402.htm)